

第20号議案

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例（昭和56年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「周辺の地域」の次に「内における公共用施設に係る整備及び維持補修のための事業、当該地域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。